

福島市要介護認定調査業務委託要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第28条第5項（第29条、第30条、第31条、第33条、第33条の2、第33条の3、第34条において準用する場合を含む。）に基づく、要介護認定調査業務の委託に関し必要な事項を定める。

(委託期間)

第2条 委託契約は、会計年度ごとに締結するものとする。

(事業者)

第3条 要介護認定調査業務は、法第28条第5項に規定する指定居宅介護支援事業者等のうち、福島市が適当と認めた事業者（以下「受託事業者」という。）に委託することができる。

(調査員)

第4条 受託事業者は要介護認定調査を、介護支援専門員であって都道府県等が行う要介護認定調査に関する研修を終了した者（以下「調査員」という。）に行わせるものとする。

(対象者の通知)

第5条 福島市は、要介護認定調査の対象者を受託事業者に文書で通知するものとする。

2 受託事業者は、前項による通知を受けたときは、正当な理由なくこれを拒むことができないものとする。

(委託料)

第6条 要介護認定調査業務の委託料は、次に定めるところにより算定される額とする。なお、委託料には旅費及び再調査に係る経費を含むものとする。

(1) 基本額

①受託事業者が要介護認定調査を実施する事業所又は施設に所属する調査員が、自らが所属する事業所、施設又は併設する事業所、施設、病院等において調査したとき

1件 2,800円（消費税別途）

②前号以外

1件 3,600円（消費税別途）

(2) 基本額以外の場合

受託事業者が所在する市町村の定める委託料の額

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に業務委託契約書に定める。

附 則

- 1 福島市要介護認定調査要綱は廃止する。
- 2 この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。